

(仮称)大阪府子ども計画について

令和5年8月1日

1. (仮称)大阪府子ども計画について

大阪府子ども総合計画

計画の性格	<ul style="list-style-type: none">● 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画● 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県計画● 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画● 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画● 大阪府子ども条例に基づく子ども施策の総合的な計画● 大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年施策の総合的な計画
計画期間	平成27年度から令和6年度までの10年計画 (あわせて5年単位の事業計画も策定)

特に関連性が高い計画

- 都道府県社会的養育推進計画
- ひとり親家庭等自立促進計画
- 教育振興基本計画

(仮称)大阪府子ども計画

計画の性格	<ul style="list-style-type: none">● <u>こども基本法に基づく都道府県こども計画</u>● 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画● 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県計画● 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画● 大阪府子ども条例に基づく子ども施策の総合的な計画● 子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画● <u>都道府県社会的養育推進計画</u>● <u>ひとり親家庭等自立促進計画</u>● 大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年施策の総合的な計画
計画期間	令和7年度から16年度までの10年計画 (あわせて5年単位の事業計画も策定)

特に関連性が高い計画

- 教育振興基本計画
教育基本法および大阪府教育行政基本条例に基づく学校教育等についての基本計画
(令和5年度から14年度までの10年計画)

2. (仮称)大阪府子ども計画策定のための推進体制について

子ども施策審議会

(令和6年度からは子ども家庭審議会に移行)

担任する事務

- ◇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する事項について調査審議
- ◇子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議
- ◇大阪府子ども条例に規定する子ども施策（大阪府子どもを虐待から守る条例に規定する虐待防止施策を含む。）の総合的かつ計画的な推進についての重要事項の調査審議

子ども施策審議会(本審)

委任・指示

報告

計画策定部会

青少年健全育成審議会

担任する事務

- ◇大阪府青少年健全育成条例に規定する有害図書、有害ながん具刃物類の指定、子どもの性的虐待の記録等についての調査審議
- ◇地方青少年問題協議会法の規定による、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整

情報提供



意見を反映



教育・保育の需要量などを反映

府・市町村 連携会議

府からの情報共有、府との意見交換を実施
・ 市町村子ども・子育て支援事業計画策定 等

市町村 圏域会議

必要に応じて、
府との意見交換、圏域内での
情報交換等を実施

3. (仮称)大阪府子ども計画策定スケジュール(案)について

	子ども施策審議会	計画策定部会	その他
R5. 8月	①審議会 ・子ども家庭施策審議体制の充実 ・(仮称)子ども計画 ・ニーズ調査 等	①部会 ・ニーズ調査 ・後期計画の検証評価	(国) 骨太の方針[閣議決定]
11月	②審議会 ・後期計画の実施状況の報告 ・新計画の方向性 等	府ニーズ調査に着手	(市町村) 市町村ニーズ調査に着手 (国) こども大綱[閣議決定予定]
R6. 1月		府ニーズ調査とりまとめ	(市町村) 市町村ニーズ調査とりまとめ
2月		②部会 ・(仮称)子ども計画骨子案	(国) 量の見込み算出のための「作業の手引き」を提示
3月	③審議会 ・ニーズ調査結果概要(府・市) ・(仮称)子ども計画骨子案 等	③部会 ・ニーズ調査結果概要(府・市) ・(仮称)子ども計画骨子案	(市町村) 「量の見込み」を府に報告
R6. 8月		①部会 ・(仮称)子ども計画素案(本体・事業計画)	(市町村) 「確保方策」を府に報告
9月		②部会 ・(仮称)子ども計画素案	
11月	①審議会 ・(仮称)子ども計画素案(本体・事業計画)		(国) 「事業量・確保方策」決定
12月	パブリックコメント		
R7. 1月		③部会 ・パブコメ意見整理、最終案	
2月	②審議会 ・パブコメ意見整理、最終案		
3月	(仮称)大阪府子ども計画の策定		(市町村) 事業計画を策定